

6 農産物の輸出拡大に向けた取組強化について

【農林水産省】

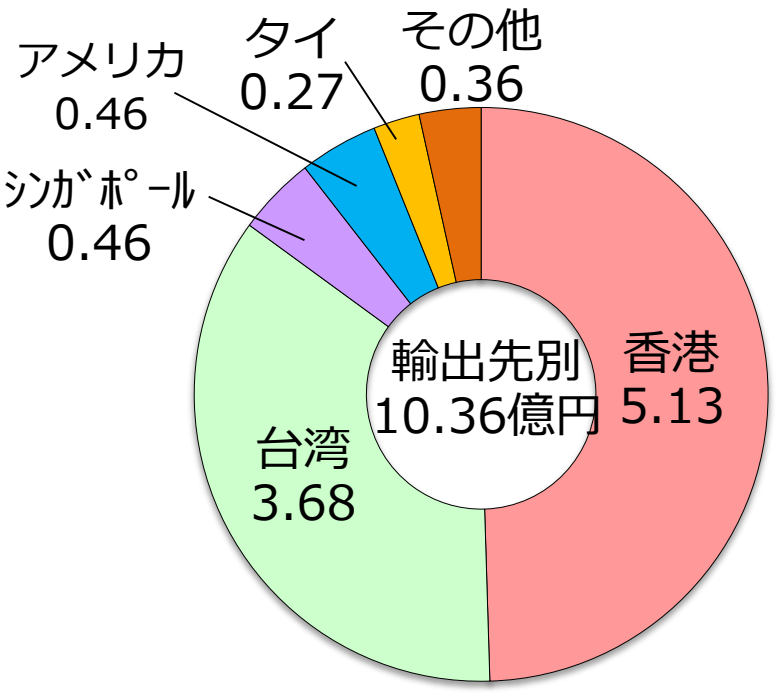
長野県の状況

●長野県産農産物の輸出拡大を推進

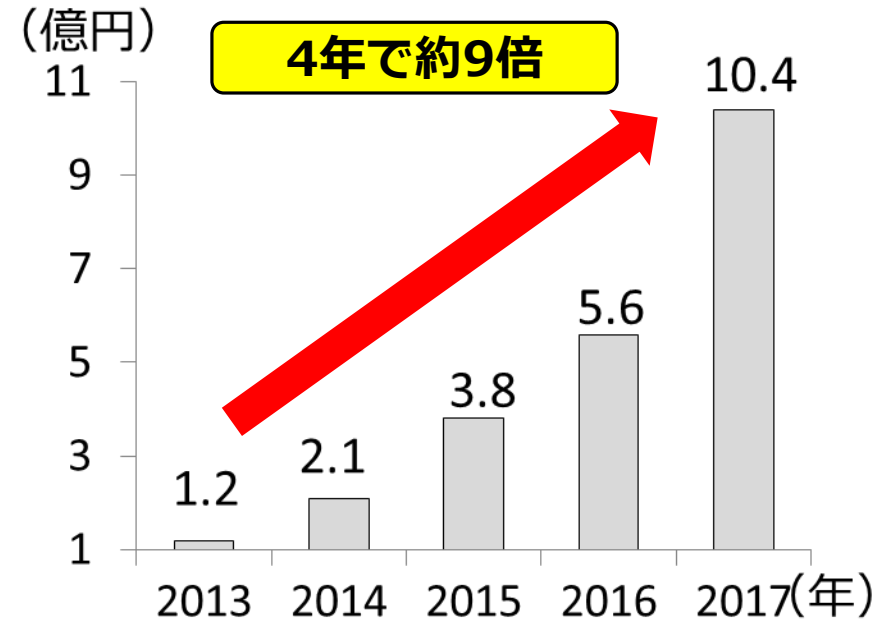
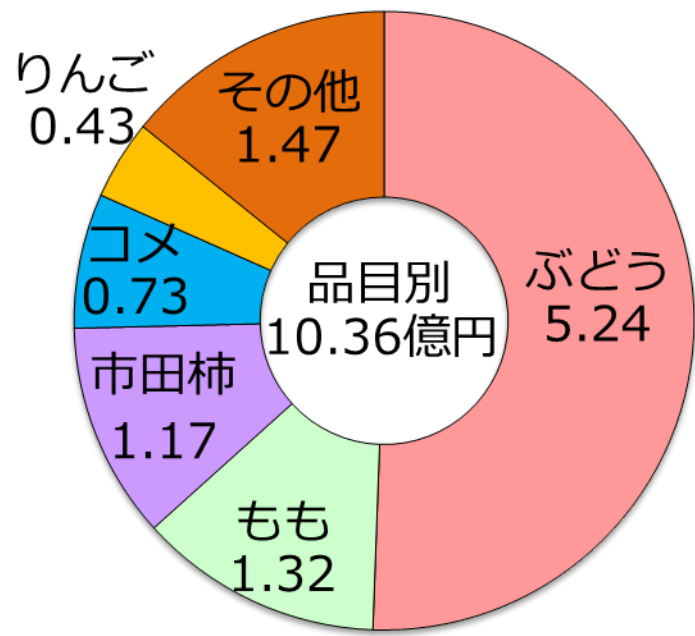
- ・長野県の農産物については、ぶどう（シャインマスカット）やもも、市田柿等の高品質果実が海外から評価を得ており、香港や台湾を中心に輸出量の拡大を図っている
- ・今後は、本県農産物（果物）に関心が高い香港や台湾に加え、シンガポール・タイ等をターゲットとし、安定的で継続的な商業ベースの輸出拡大を目指す

取組

【2017年長野県産農産物の輸出実績】



輸出対象国を香港、台湾、シンガポール、タイ、マレーシア、ベトナムとし、主に富裕層をターゲットに、りんごやぶどうを中心とした高品質な果実を輸出



○農産物輸出拡大に向けた取組（県、長野県農産物等輸出事業者協議会）

- ・輸入事業者を招へいしての商談会の開催（3回、10事業者）
- ・輸出支援員（香港2名、シンガポール1名）による情報収集、販売促進の実施
- ・輸出対象国の販売店舗で売場を確保するため、複数の品種や栽培方法（施設、露地）によるリレー出荷や、長期保存可能な冷蔵貯蔵施設の活用による長期出荷体系の構築を推進

課題

■ **中国は、長野県を含む10都県から輸出される食品等について、輸入停止措置を講じるとともに、10都県以外は日本の政府機関が発行する放射性物質検査証明書を求めている**

2018年10月26日に日中首脳会談において、「科学的評価に基づき緩和要請することを積極的に考える」と表明されたことを受け、10都県の輸入規制解除と**放射性物質検査証明書検査項目の合意に向けて早期に協議が必要**である

- (1) 10都県〔福島、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、**長野**〕：**新潟産のコメを除く全ての食品等の輸入停止**
- (2) 10都県以外：青果物等について、放射性物質検査証明が必要（ただし、当該証明における検査項目の合意に至らず、実質輸入停止）
- (3) 解除された際、輸出が想定される長野県産の品目：りんご、なし

■ **長野県が将来の輸出先として期待する東南アジア諸国等への輸出拡大を図るためには、検疫条件や輸入規制の緩和が必要**であるとともに、衛生管理基準の認証等の**輸入規制に対する産地側の新たな負担の軽減が必要**となる

植物検疫	輸入に関する規制
【台湾、 タイ 、ベトナム】 選果こん包施設及び園地登録が必要 【ベトナム】 りんご・なし：「袋かけ」が必要 ぶどう・もも：輸入禁止	【台湾】 残留農薬基準 【 タイ 】 選果こん包施設の衛生管理基準が設定され、 認証が必要

- ・ タイについては、新たな条件設定がなされる
- ・ 香港、シンガポール、マレーシアは、植物検疫及び輸入規制なし

提案・要望

1 中国における早期の輸入規制解除

長野県産農産物は、国のガイドラインに基づく放射性物質検査対象自治体から除外されるなど、安全性が確保されていることから**早期の輸入規制解除に向けた協議を進めること**

また、輸入規制解除後、実質的に輸出が可能になるよう**農畜産物の放射性物質検査証明書に係る協議を進めること**

2 東南アジア諸国等への農産物の輸出拡大に向けた環境整備

東南アジア諸国等への農産物の輸出拡大を図るため、**検疫条件や輸入規制の緩和を行うよう相手国と引き続き交渉**するとともにこれらの**規制等に対応した産地の負担軽減に必要な予算を十分に確保**し支援すること